

『食の安全・安心のための政策大綱』

目 次

1 政策展開の基本的考え方	1
(1)消費者・生産者など関係者の意見を反映した施策づくり	2
(2)食品の生産から消費まで全体を考えた総合的施策づくりと確実な実施	2
(3)生産者・事業者による安全・安心な食品供給の促進	3
(4)的確な危機管理	4
2 政策の展開方向	4
(1)新たな食品安全行政に対応するための体制の見直し・強化	5
関係行政機関との密接な連携による食品安全行政の一体的推進	5
「リスク管理部門」の分離・新設によるリスク管理体制の強化	5
リスクコミュニケーションの推進	6
危機管理体制の整備	6
国際機関、主要国との連携	7
(2)産地段階から消費段階にわたるリスク管理の確実な実施	7
産地におけるリスク管理の推進	7
生産資材の適切な管理・使用の推進	8
食品の製造・加工、流通における取組の促進	9
食品の安全を確保するための調査・監視の強化	10
人畜共通感染症を含む家畜防疫体制の強化	11
(3)消費者の安心・信頼の確保	11
表示の適正化	11
トレーサビリティシステムの導入・普及	12
食育の推進	14
産地と消費者の信頼を深めるための取組の推進	14
動植物検疫などの的確な推進	15
(4)食の安全・安心を確保するための環境保全の取組	15
(5)研究開発の充実	16

「食の安全・安心のための政策大綱」は、農林水産省が、国民の健康の保護を最優先とした政府全体の新しい食品安全行政に的確に対応するための指針としてまとめたものです。

農林水産省は、食料・農業・農村基本法に基づき、食料自給率の目標などを定めた食料・農業・農村基本計画にしたがって、良質な食料の安定供給などに取り組んでいます。今後、さらに、「消費者の視点に立った安全・安心な食料の安定供給」こそが農林水産業の発展につながる、「安心」と「信頼」を確保するためには施策づくりへの国民の参画が今まで以上に重要であるという意識改革を徹底します。そして、この大綱にしたがって、食の安全・安心のための取組を強化します。

1 政策展開の基本的考え方

政府は、BSE問題などを教訓として、国民の健康の保護を最優先として食品の安全の確保に取り組むため、食品安全基本法を制定しました。また、食品に含まれる化学物質など健康に悪影響を及ぼす要因についての科学的な評価(食品健康影響評価)などを行う食品安全委員会を新たに設けます。

食品安全基本法では、

人の健康に及ぼす影響についての科学的な評価を行い(リスク評価)、

科学者、消費者、生産者、事業者、行政などが互いに情報や意見を交換しながら(リスクコミュニケーション)、

行政がこれら関係者と協力して、健康に重大な悪影響が生じないようにリスクを抑える対策を決定・実施する(リスク管理)、

いわゆる「リスク分析」手法を導入しています。今後、この法律にしたがって、政府が一体となって食品安全行政に取り組めます。そのなかで、新しく設けられる食品安全委員会がリスク評価を行い、農林水産省や厚生労働省などが分担・協力してリスク管理を担当します。

また、食品安全行政は、国民の健康の保護を最優先に取り組むことはもとより、行政や

生産者・事業者の取組が、国民に「安心」、「信頼」として実感されるものでなければなりません。

このため、農林水産省では、食の安全・安心を確保するための体制や施策を総合的に見直します。新しい体制・施策のもとで、生産資材の使用などの規制や生産者・事業者によるリスク管理の促進などに取り組み、食品安全行政に対する国民の「安心」や「信頼」の回復に努めます。

(1) 消費者・生産者・事業者など関係者の意見を反映した施策づくり

食品安全行政を的確に進めるためには、行政が、消費者・生産者・事業者などの関係者に正確でわかりやすい情報を積極的に提供し、意見の交換に努め、関係者の懸念や意見を施策に反映していくことが重要です。また、関係者がお互いの考え方などをよく理解し合い、意見や情報を交換していくことが必要です。

このため、施策づくりの過程から、わかりやすい資料づくりや説明を心がけ、関係者にさまざまな情報を提供します。施策づくりの過程では、いくつかの選択肢を示しながら、関係者との情報や意見の交換を進め、その意見を施策に反映させるよう努めます。また、生産者・事業者の取組や施策の評価などの情報提供や関係者の対話を進め、より適切な施策の実施や見直しに取り組みます。

さらに、「食」への関心を高め、食品の衛生的な取扱いや食品の選び方、地域の特徴のある食品や食文化の伝承などさまざまな視点から食を考えるため、「食育」に積極的に取り組みます。

(2) 食品の生産から消費まで全体を考えた総合的施策づくりと確実な実施

消費者が安全な食品を食べられるようにするためには、

- ・ 土壌や畜舎、漁場など農畜水産物を生産する環境を良好に維持する
- ・ 使用が認められた農薬などの生産資材をルールどおり使う
- ・ 環境中にある化学物質などのリスクを低くするよう生産方法などを工夫する

- ・ 加工・貯蔵・流通の段階で規格や基準に合わせて適切に取り扱う
- ・ 消費者の知りたい情報を正確にわかりやすく表示する
- ・ 消費者が食品に関する知識を深め、食品を衛生的に保存・調理する

など、生産から消費までのそれぞれの段階で消費者・生産者・事業者などの関係者が自らの役割を理解し、適切に行動することが求められます。さらに、このような取組を効果的に進めるためには、関係者が連携し、協力していくことが重要です。

このため、食品衛生法を所管する厚生労働省などと連携して、産地から食卓までのそれぞれの段階で、「どのようなリスクが存在するか」、「そのリスクを抑えるためにどのような対策が必要か」を検討し、総合的なリスク管理対策をつくります。そして、それぞれの段階で適切な取組が行われているかを調査・監視しながら、リスク管理対策を確実に実施します。また、それぞれの関係者が連携して、適切に行動できるように、リスク管理の方法や食品の適切な取扱いなどの情報を正確にわかりやすく伝え、関係者の対話を進めます。

(3) 生産者・事業者による安全・安心な食品供給の促進

安全な食品を食卓に届けるためには、まず、食品を生産し、販売する生産者・事業者がリスク管理のしくみや対策を十分に理解し、自主的に取り組むことが必要です。行政は、安全な食品が生産・供給されるしくみをつくります。そのしくみにしたがって適切な取組が行われるように、しくみの内容や実施状況などの情報や注意情報を関係者に提供していく責任があります。

このため、農林水産省は、リスク管理のための規制や監視などを確実に実施します。さらに、企業などのモラルに沿った活動、栽培・養殖管理の改善、地産地消など生産者と消費者との「顔の見える関係づくり」、新技術の開発・普及などを進めます。このような総合的な対策により、食品の安全・安心を確保するための生産者・事業者の自主的な取組を積極的に促進します。

(4) 的確な危機管理

食品の安全に関わる内外の情報をできるだけ早くとらえ、生産者・事業者などに注意を促し、必要に応じて規制などの対策をとることは行政の重要な任務です。危機を未然に防ぐためには、わずかな兆候を見逃さないこと、最悪の事態を予想して準備すること、できるだけすみやかに行動することなどがポイントになります。

このため、農林水産省は、食品の安全についての情報を収集し、分析するための体制を強化します。万一、危機が発生した場合の連絡・連携・対応についてのマニュアルを作成するなどしっかりとした準備に努め、食品安全委員会を中心とした政府全体の危機管理のしくみに的確に対応します。さらに、想定されるリスク要因については、あらかじめその種類や特性に応じて、個別の要因ごとにマニュアルを作成し、きめ細かな対応ができるように努めます。

また、海外情報や企業のリコール情報などを収集・分析し、問題になるおそれのある場合には、すみやかに事実の確認や実態調査などを行い、関係行政機関や消費者・生産者・事業者などの関係者にできるだけ早く情報を提供します。

2 政策の展開方向

科学技術が進歩し、さまざまな科学的な事実が明らかになるにしたがって、食品には「絶対安全」はないということを前提として、「食品に含まれるおそれのある有害微生物や化学物質などによって、健康にどのような内容と程度の悪影響が生じ、その確率(リスク)はどのくらいか」を科学的に検討し、適切に管理するという考え方が一般的になりつつあります。また、欧米を中心にこのような考え方に立った食品安全行政が進められています。

このため、このようなリスク分析手法の考え方を導入し、食品安全委員会と、農林水産省や厚生労働省などが分担・協力して、政府一体となつて的確な対応が行われるように、食品安全行政を見直しました。今後、リスク管理の一翼を担う農林水産省として、次の施策に重点的に取り組みます。

(1) 新たな食品安全行政に対応するための体制の見直し・強化

関係行政機関との密接な連携による食品安全行政の一体的推進

食品安全委員会と農林水産省、厚生労働省などとの間で、情報の交換、分担と協力、緊急事態の対応など、連携・政策調整の具体的な手法について取極めを結び、公表します。また、食品安全委員会、農林水産省、厚生労働省などによる定期的な連絡会議の開催、日常的な情報交換などにより、連絡・連携を強めます。さらに、重要な問題については協力して具体的な行動計画をつくり、公表します。

また、地方でも、地方厚生局、都道府県などと分担・協力して、生産者・事業者の指導・監視やその情報の交換などに取り組み、リスク管理を適切に実施できる体制を整えます。さらに、輸入食品については、輸出国のリスク管理の状況や食品事故の情報収集などに努め、厚生労働省による水際での食品検査と連携し、適切に対応します。

「リスク管理部門」の分離・新設によるリスク管理体制の強化

農林水産省では、これまで「産業振興」と「リスク管理」とを同じ部局で実施してきましたが、産業振興と切り離して、新しく消費者行政とリスク管理業務を担う「消費・安全局」を設けます。

今後、この消費・安全局が、国民の健康の保護を最優先としたリスク管理を統一的に進めます。有害重金属やカビ毒などの個別の問題については、消費・安全局が省内に対策チームをつくり、産業振興や研究開発などを担当する部局もこの対策チームで決定するリスク管理の推進方針にしたがって、安全な食品の供給を進めます。

さらに、省内の各部局は、消費・安全局との調整の上、食の安全・安心の確保に関連する施策を進めます。

全国7カ所の地方農政局に「消費・安全部」を、さらに、都道府県段階に「地方農政事務所」を設け、生産者・事業者の取組、農薬などの使用、食品の表示などについて、指導・監視する体制を強化します。

また、具体的な業務マニュアルの作成、職員の研修などを行い、リスク管理対策を的確に進める人材の育成に努めます。

リスクコミュニケーションの推進

消費・安全局に「消費者情報官」を設け、消費者・生産者・事業者などの関係者に広く、食品の安全に関する情報やリスク管理の状況などの情報を提供します。このため、食品の安全に関するホームページを設けたり、関係者の団体が各地で行う勉強会に積極的に参加するなど、さまざまな方法で情報提供に取り組みます。

また、リスク管理のための施策づくりの過程では、意見交換会の開催、パブリック・コメントの募集などさまざまな方法を活用して、できるだけ多くの関係者の意見を反映させるよう努めます。さらに、食料・農業・農村政策審議会に「消費・安全分科会」を設け、消費者をはじめとした関係者に委員としての参画を求めます。

リスクコミュニケーションを適切に進めるため、専門家や消費者の代表などで構成する「アドバイザリー・グループ」を設けたり、職員の研修など省内の人材の育成に取り組みます。また、(独)農林水産消費技術センターでは、食の安全・安心に関する情報や消費者からの質問などを収集・整理し、関係者が情報を入手しやすい環境づくりに努めます。

危機管理体制の整備

消費・安全局に「食品安全危機管理官」を設け、地方農政局や地方農政事務所も含めて危機管理のための体制を強化します。食品安全危機管理官は、食品安全委員会や厚生労働省などと密接に連絡を取り、緊急事態での対応を事前に検討するなど政府全体の危機管理に対応します。

国際機関、主要国との連携

我が国は、世界各地から食品や農畜水産物を輸入しており、貿易相手国で発生した食品事故などが私たちの食卓に直接影響を及ぼす場合も少なくありません。

このため、厚生労働省などと連携して、主要国の食品安全当局との定期的な交流や情報の交換の場を設けるなどにより、日常的に、お互いの食品安全施策や食品事故情報などを連絡しあいます。また、必要に応じて貿易相手国の取組の改善を求められる関係づくりに努めます。

また、食品安全に関わる国際機関などとの連絡や調整を行う体制を強化し、食品安全委員会や厚生労働省などと連携して、コーデックス委員会や国際獣疫事務局(OIE)などの活動に積極的に参画します。また、このような取組を通じて、日本の食生活や農林水産業の状況を十分に説明しながら、国際的な協調や貢献に努めます。

(2) 産地段階から消費段階にわたるリスク管理の確実な実施

産地におけるリスク管理の推進

土壌や畜舎、漁場などの生産環境においても、有害な重金属やダイオキシン類など周辺的环境から汚染されるものや、一部のカビが生産する毒素、貝毒などさまざまなリスク要因が想定されます。産地段階では、これら要因を的確に管理することが重要です。

このため、行政などが土壌や漁場などの周辺環境に関するモニタリング調査などを実施します。問題がある場合には、土壌や漁場環境など生産環境の改善、栽培・養殖技術の改善、簡易な分析の実施などリスクをできるだけ抑えるための産地の自主的な取組を支援します。

また、農薬、肥料、飼料などの使用については、使用基準や使用方法のルールを守り、使用状況を記録・保管するように、指導を徹底します。

さらに、産地段階での残留農薬などのモニタリング調査を実施したり、栽培・飼養・養殖方法など生産者・産地の取組状況を調査します。そして、より多くの情報を消費者をはじめとした関係者に積極的に伝え、生産者と消費者が対話し、お互いの立場、取組を理解し合える環境づくりに努めます。

生産資材の適切な管理・使用の推進

農薬や肥料、飼料、動物用医薬品などの農業資材や水産用医薬品、養殖水産動物用飼料などの養殖用資材は、農業生産や養殖生産を通じて食品を消費者に安定的に供給する上で必要なものです。しかし、これらの資材に含まれる物質やその使用方法によっては、人の健康に悪影響を及ぼすものが残留してしまうおそれもあります。

このような事態を避けるため、法律によって、それぞれの資材ごとに規制が行われています。今後とも、消費者に信頼され、生産者も安心して使用できるよう、生産資材に関する施策を次のように進めます。

また、消費者・生産者・事業者などの関係者に生産資材の使用方法やリスク管理の状況を正確に伝え、必要がある場合には、すみやかに制度の改正や登録・承認の見直しなど取組の改善を行います。

ア 農業資材

- ・ 食品安全委員会の科学的評価を受けた上で資材を登録・承認する。
- ・ 登録・承認されていない資材の使用を禁止する。
- ・ 誤った方法で資材が使用されることのないように、使用方法などを確実に守るよう義務づける。
- ・ 農業資材の適正な使用を確保するため、使用状況の記録を求める。
- ・ 有害な物質を含む農業資材が使用されないように、問題のある資材の回収を命令するなど、事故発生時に実施できる措置を充実する。
- ・ 農業資材を登録・承認する場合には、食品衛生法による農薬などの残留基準が同時に設定されるしくみを設ける。
- ・ 遺伝子組換え飼料の安全性の確認を法律で義務づけ、安全性が未確認のものが流通しないように監視する。
- ・ 農業資材の使用実態などの調査・監視を強める。

このような取組により、安全な農業資材のみが生産・流通し、適切に使用されるようになります。

イ 養殖用資材

水産用医薬品については、

- ・ 未承認の医薬品の使用を禁止する。
- ・ これまでの主要魚種・主要医薬品に個別に使用基準を設定するという方針を転換することにより、今後、すべての魚種・医薬品に使用基準を設定する。
- ・ 使用状況の記録を求める。

また、養殖水産動物用飼料については、

- ・ これまでの主要魚種を個別に規制するという方針を転換することにより、今後、すべて養殖魚種に規格・基準を設けて規制する。
- ・ 使用状況の記録を求める。

このような取組により、養殖用資材の適切な使用を進めます。

さらに、化学物質審査規制法により製造や使用が規制されている漁網防汚剤や、海洋汚染防止法、廃棄物処理法などにより残液の処理などが規制されているノリ養殖用の酸処理剤の使用実態を調査します。

食品の製造・加工、流通における取組の促進

食品の製造・加工、流通段階では、食品衛生法により厚生労働省と地方自治体が事業者の指導・取締りなどを行います。農林水産省は、衛生・品質管理手法や新技術の導入などの事業者の自主的な取組を支援します。

特に、HACCP(ハサップ;危害分析重要管理点)手法は、食品の製造・加工段階の有効な衛生管理手法として、その導入が国際的にも進められています。このため、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」の適用期限をさらに延長し、HACCP手法の導入に必要な施設を整備する事業者に対し、金融・税制上の支援を行います。また、中小企業を主な対象として、人材育成のための研修会や技術情報の提供など、ソフト面の支援策にも力を入れます。さらに、HACCP手法を導入したモデル的な食肉処理センターや乳業施設、水産加工場などの整備を支援します。

また、企業のコンプライアンス(法令を守ること)などが求められるなかで、食品製造業者、流通業者、農業協同組合、漁業協同組合などの取組を把握し、行動規範づくりやその遵守など、モラル面も含めた適切な企業行動を促します。さらに、(独)農林水産消費技術センターに、異物の混入や欠陥製品などの企業の自主回収情報を収集・整理し、公表するしくみを設け、事業者自らがこれら情報を積極的に開示できる環境づくりを進めます。

食品の安全を確保するための調査・監視の強化

ア 行政と関係者の協力による調査・監視

リスク管理を適切に進め、必要に応じて施策の見直しなどを行うためには、有害な化学物質などによる汚染実態、生産資材の使用状況、残留農薬などを定期的にモニタリングすることが必要です。

このため、調査・監視・検査などの体制を整え、厚生労働省や都道府県と分担・協力して調査・監視の強化や検査件数の拡大に努めます。その結果などをもとに、生産者・事業者などにリスク管理の適切な実施について指導・助言を行います。また、調査・監視・検査などの結果については、消費者・生産者・事業者などの関係者に広く情報提供します。さらに、試験研究機関などと協力して、有害な化学物質などの分析・検査技術の向上・効率化に取り組みます。

また、食品の安全を確保していくためには、行政機関による調査・監視に加え、関係者からの情報提供などの協力も重要です。このため、モニターを活用したり、消費者相談窓口を強化し、消費者も含め関係者から広く、食品の安全に関する情報や意見を受け付けます。企業内部などからの通報については、対応マニュアルをつくり、適切に対応します。

イ 輸入食品の安全の確保

多くの食料を海外から輸入している我が国では、輸入食品の安全性を確保することが重要です。このため、厚生労働省の全国31ヶ所の検疫所・支所において、輸

入食品の監視・検査が行われ、問題がある食品については、廃棄などの措置がとられています。

農林水産省においても、政府が輸入する米麦の残留農薬の検査や市販の輸入食品や農畜水産物の調査を厚生労働省と連携して実施しています。また、輸出国でのリスク管理の状況や食品関連の事故に関する情報収集・提供を行います。さらに、専門家や消費者の意見を踏まえた的確な検査を行うための体制を整えるほか、リスク管理対策などについて輸出国と情報や意見の交換を進め、厚生労働省と連携して輸入食品の安全の確保を進めます。

人畜共通感染症を含む家畜防疫体制の強化

家畜の伝染病の中には、BSEのように人への伝達が疑われているもの、ブルセラ病のように人に感染するもの(人畜共通感染症)があります。家畜伝染病については、家畜伝染病予防法により予防のための検査やワクチンの注射、まん延防止のための移動の禁止、殺処分などの措置がとられています。

このようなしくみに加え、家畜伝染病の予防・まん延防止のため、次の対策を徹底します。

- ・ 糞の処理や畜舎の消毒など、家畜を飼養する際に衛生管理のために実施すべき事項を公表し、これを守るために必要な措置を命じることができるしくみを設ける。
- ・ 重要な家畜伝染病が発生した場合に厚生労働省、都道府県などの関係機関と連携して対応するためのマニュアルを作成・公表し、すみやかに対応できる体制を整える。
- ・ 家畜伝染病予防法の対象となる伝染病には人畜共通感染症も含まれるため、その指定や解除を行う場合には厚生労働省の意見を聴く。

(3)消費者の安心・信頼の確保

食品表示の適正化

消費者が安心して食品を選択するためには、食品の表示が十分に信頼でき、かつ、正確でわかりやすいものであることが不可欠です。

しかし、現在の食品の表示については、JAS法以外にも食品衛生法などでもルールが定められている、複雑でわかりにくいなど、いろいろな問題が指摘されています。

このため、「食品の表示に関する共同会議」においてJAS法と食品衛生法に基づく表示について、農林水産省の農林物資規格調査会と厚生労働省の薬事・食品衛生審議会が共同で審議しています。また、食品表示についての問い合わせや相談を一元的に受け付ける相談窓口の設置や、食品表示に関する共通パンフレットの配布などの取組を進めています。今後とも、関係省庁と連携して、わかりやすい食品表示に向けた取組を進めます。また、魚介類の名称のガイドラインの策定などにも取り組みます。

さらに、食品表示が信頼されるものとなるよう、国による食品表示の監視体制の大幅な強化、米や鰻の品種判別などDNA解析技術などを活用した食品表示の分析・検証、消費者も参加して店頭における食品表示をモニターする食品表示ウォッチャーの増員、遺伝子組換え食品の表示に関する検査など、監視を強化します。

また、多様な商品が日々開発・販売されるなかで、消費者が安心して商品を購入できるよう、JAS規格の定期的な見直しや、新しいニーズに対応したJAS規格の制定や品質表示基準の見直し、新しい特別栽培農産物の表示制度の普及などを進めます。

トレーサビリティシステムの導入・普及

トレーサビリティとは、食品とその情報を追跡し、さかのぼることができることです。具体的には、食品の生産から販売までのそれぞれの段階で原材料の仕入先や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、識別番号などを用いて記録した情報と食品との結びつきを確保することによって、食品のたどってきたルートと情報の追跡・遡及ができることです。

トレーサビリティを確保するためのシステム(トレーサビリティシステム)を取り入れれば、問題が起きたときに原因を明らかにしたり、問題のある食品の追跡・回収することが容易になります。また、消費者が求める情報などを積極的に提供することによって、消費者の信頼や安心の確保や生産者と事業者の顔の見える関係づくりにもつながると期待されます。

このため、トレーサビリティシステムを導入するための手引きの作成やセミナーの開催など、消費者・生産者・事業者などの関係者の理解を深めるための取組を進めます。食品の種類ごとにその食品特性や流通の実態に合ったシステム・方法の開発やシステムを導入するためのデータベースづくり、情報関連機器の整備なども支援します。また、任意の制度として、農畜水産物の生産方法など食品の生産過程に関する情報を正確に伝えていることを第三者に認証してもらうJAS規格制度を創設し、その対象となる食品を増やしていきます。

さらに、米政策改革大綱のもと、米のトレーサビリティシステムに取り組む生産者・事業者の自主的な取組を支援します。このため、農産物検査の情報を活用し、バーコードなどを利用して生産者名、産地、生産・流通の経路などを容易に確認できるしくみを整備します。

なお、牛肉については、国内におけるBSEのまん延を防止するための措置の的確な実施と、国産牛肉の安全性に対する消費者の信頼を確保することを目的として、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」が制定されました。この法律により、国産牛肉について、国が牛一頭ごとに定める個体識別番号の表示などが義務づけられ、この番号を通じて、牛の飼養履歴などの個体識別情報が確認できるようになります。この法律の直接の目的ではありませんが、個体識別番号が牛肉流通の各段階で正確に伝達・記録されることになれば、食中毒などの事故が発生した場合でも、その牛肉の流通経路をさかのぼり、製品回収することが容易になります。

輸入牛肉については、この法律の規制対象ではありませんが、カナダにおけるBSEの発生などにより、その安全・安心の確保に対する消費者の要請が高まっています。このため、牛肉の生産情報の公表などを要件とするJAS規格制度の活用などにより、輸入業者や販売業者が輸入牛肉の生産履歴情報を消費者に提供する取組を推進します。

食育の推進

食の安全・安心を確保し、生活習慣病の予防などを推進するためには、国民一人一人が「食」について関心を持ち、日頃から、食品の衛生的な取扱いや食生活の改善など、「食」について考える習慣を身につけることが重要です。

このため、学識経験者や消費者をはじめ多方面からの意見を聴き、厚生労働省や文部科学省と連携して、消費者団体、教育関係団体、生産者団体などの協力を得ながら、子供から大人、そして消費者・生産者・事業者などが幅広く参加した食を考える国民的な運動に取り組みます。

具体的には、全国段階の取組として、テレビや新聞、雑誌などマスコミを活用した食を考えるキャンペーン活動や、さまざま食関連情報を提供するイベントの開催などに取り組みます。特に、毎年1月を「食を考える月間」とし、全国各地で食育に関する啓発・普及活動を集中的に実施します。

また、地域段階では、農畜水産物の生産・食品衛生・栄養改善など食の生産から消費までのそれぞれの分野について知識を持つ「食育推進ボランティア」を募集し、その活動を支援します。また、稲作をはじめとした地域の農業体験や食品工場の見学会などの取組を進めます。

さらに、NPOが行うスローフード運動などの自主的な取組との連携、小中学校の「総合的な学習の時間」や学校給食への地場産農産物の活用などを通じた地域食材や食文化への関心を高めるための取組を進めます。これらのことにより、食に対する理解を深めるための地域や家庭、学校における取組を積極的に推進します。

産地と消費者の信頼を深めるための取組の推進

安全・安心な食材へのニーズに加え、健康やゆとりを求める国民意識の高まりなどによって、消費者と生産者との「互いに顔の見える関係づくり」が重要となっています。

このため、身近なところで生産者自らが、安全な農産物などを責任と自信をもって消費者に提供し、消費者も身近に生産の過程などを知ることができる「地産地消」を推

進めます。具体的には、地域で採れた米や野菜などを活用した消費者と生産者の交流活動や、伝統的な食材を利用した郷土料理の体験活動、直売所などを利用した新鮮な地域産物の販売など、地域の多様な取組を推進します。また、流通や小売段階の事業者による生産情報の消費者への提供などを通じて、「顔の見える関係づくり」を進めます。

さらに、農山漁村に滞在して余暇を楽しむグリーンツーリズム、ITの活用、都市と農山漁村の連携によるバイオマスの利用やリサイクルなどを進めることも、消費者と生産者、都市と農山漁村の信頼を深めることにつながります。

動植物検疫などの的確な推進

食に対する安心・信頼を確保するためには、動植物の検疫を的確に実施して家畜の伝染病や植物に有害な病害虫が国内に侵入・まん延することを防ぐなど、水際でのチェックなどを確実に行うことが重要です。

このため、情報のすみやかな提供や食品検疫など他の検査・通関部門との情報の共有化に努めながら、次のように取り組みます。

- ・ 輸入が増加している港や空港の検疫体制を拡充し的確に検疫を実施する。
- ・ 輸出国での家畜の伝染病や病害虫の発生状況を適切に把握する。
- ・ より正確で効率的な検査技術の開発や方法の改善などに努める。
- ・ 遺伝子診断法などを導入し、より早くより的確な動物検疫を実施する。
- ・ 遺伝子組換え作物の開発動向や海外での生産状況などを適切に把握する。
- ・ 安全性が確認されていない遺伝子組換え作物などが流通しないよう検査・監視する。

(4) 食の安全・安心を確保するための環境保全への取組

食品の安全を確保するためには、食品の生産流通の過程、特に農畜水産物の生産段階で、食品の安全に影響を及ぼす有害な化学物質などを抑え、農地や漁場などの生産環境を良好に保つことが必要です。さらに、例えば、水は農業用水としても生活用水としても利用され、さらに、漁場に流れ込んでいくなど、水などの保全は、農畜

水産物の生産、国民生活の双方に共通する課題です。一方で、生産者の努力だけで、生産環境中の有害な化学物質による農畜水産物などへの悪影響を抑えたり、水などを保全することには限界があります。消費者・事業者も、廃棄物の適切な処理、ごみの減量、適当なりサイクルの実施などを通じて、有害な化学物質の発生や排出を減らしていくなど、良好な環境が保たれるように、協力することが必要です。

このため、環境省とも連携しながら、農地や漁場などについて、土壌・水質などの生産環境に関するモニタリング調査などを実施します。農業用の用排水路の分離や浄化施設の整備など、水質保全のための対策を実施します。また、生産者や事業者に対しては、生産環境の改善やリサイクルなどの取組を支援したり、廃棄物や回収した食品・資材などの適切な処分について指導します。また、ごみの減量、リサイクルの取組などについて、広く情報を提供し、国民一人一人が有害な化学物質の発生や排出を減らすために、適切な行動をとっていただくようお願いいたします。

さらに、生産者や事業者が、環境にやさしい生産活動を進め、環境へのマイナスの影響をできるだけ小さくするように努めることにより、消費者との信頼関係を深めていくことが食に対する安心の確保につながります。また、農林水産業の持つ水源のかん養、自然環境の保全などの多面的機能を発揮するうえでも重要です。このため、食料・飼料などをリサイクルしたたい肥などを用いて土づくりを進める、化学肥料や農薬の使用を減らす、養殖場の魚の密度や飼料を抑えるなど、環境に配慮した生産活動に取り組む生産者を支援します。

(5)研究開発の充実

食の安全・安心を確保するためには、リスクを少なくするための新技術の開発などを積極的に進め、研究成果を普及していくことが重要です。

このため、海外の研究機関との研究交流の促進などにより、高度な研究開発を行いうる人材を育成し、研究開発を行う独立行政法人を中心に、民間企業、大学、公立試験研究機関などから幅広く人材、技術や情報を結集して、

- ・ 有害な重金属やダイオキシン類、カビが生産する毒素などさまざまな有害物質が

生物体内に蓄積されるしゅみを明らかにしたり、簡便で精度の高い分析・検査技術やリスクを小さくするための生産・流通・加工・貯蔵技術を開発するなど、リスク管理を支える研究開発

- ・ 食品安全に関する情報を消費者・生産者・事業者などの関係者に的確に提供する手法を開発するなど、リスクコミュニケーションを支える研究開発
- ・ DNA解析技術を活用した簡便な農林水産物の品種判別技術を開発するなど、トレーサビリティを支える研究開発

などを強化します。

これら研究開発の成果については、シンポジウムの開催やインターネットなどを通じ、わかりやすく情報提供します。